

銚田・大洗広域事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 職員の服務の宣誓については、銚田市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年銚田市条例第30号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。